

静岡県浄化槽保守点検業に係る行政処分要綱

第1 目的

この要綱は、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、静岡県知事が行う不利益処分（以下「行政処分」という。）の基準と事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、その透明性の向上を図るとともに、浄化槽によるし尿等の適正処理を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、条例に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- (2) 規則 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和60年静岡県規則第40号）
- (3) 登録業者 県の区域（静岡市及び浜松市の区域を除く。）内において、条例第2条に基づく知事の登録を受けて浄化槽の保守点検を行う事業を営む者
- (4) 事業 登録を受けた浄化槽保守点検業（営業活動を含む。）
- (5) 営業所 条例第9条第1項に基づき登録業者が設置した営業所
- (6) 浄化槽管理士 法第2条第11号に規定する者
- (7) 清掃 法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃
- (8) 清掃業者 法第2条第9号に規定する者
- (9) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの
- (10) 保守点検の技術上の基準 法第4条第7項において環境省令で定めるところとした基準
- (11) 違反行為 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為

第3 行政処分の種類

この要綱における行政処分の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業の停止命令 条例第12条第1項に基づき事業の全部若しくは一部の

停止を命令すること。

- (2) 事業の登録の取消し 条例第 12 条第 1 項に基づき登録業者の登録を取り消すこと。

第 4 行政処分の基準

- 1 事業の停止命令及び事業の登録の取消しの基準は、別表のとおりとする。
- 2 別表に掲げる違反行為が 2 以上あった場合は、当該違反行為に係る行政処分のうち最も重いものを適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業の停止となる違反行為のみが 2 以上あった場合の当該違反行為に対する事業の停止の日数は、最も長い停止の日数の 1.5 倍に相当する日数を限度とすることができる。ただし、それぞれの違反行為に係る事業の停止の日数の合計を超えることはできない。

第 5 行政処分内容の検討

別表に掲げる行政処分の内容の検討に当たっては、次の各号に掲げる事項を斟酌することができる。

- (1) 違反行為に対する是正措置の状況
- (2) 違反行為に係る動機及び改悛の程度
- (3) その他斟酌するに足りる相当の理由

第 6 行政処分の手続

行政処分の手続は、この要綱の規定によるほか、静岡県行政手続条例（平成 7 年静岡県条例第 35 号）及び静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年静岡県規則第 71 号）に定めるところにより行う。なお、第 3 (2) の登録の取消しに係る聴聞の期日における審理については、公開により行うものとする。

第 7 行政処分の通知

行政処分を行うことを決定したときは、被処分者に対し、当該行政処分の内容、根拠条項及び理由を明記した書面を交付する。

第 8 関係機関への通知

この要綱に定める行政処分を行ったときは、その理由を示して、直ちにその

旨を営業区域を管轄する市町の長に通知する。

第9 行政処分の公表

行政処分を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 行政処分を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行政処分の内容
- (3) 行政処分を行った理由

第10 行政処分後の確認

行政処分を行ったときは、事業が停止又は廃止されていることを立入検査等により確認するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

別表

番号	違反行為等	根拠条項	罰則条項	法・条例違反行為の 具体的事例	処分内容
1	登録申請義務 違反	条例第2条 第1項、第3項	条例第15条 第2号	不正の手段による登録を受けたことが登録後に判明した。	事業の登録 の取消し
2	欠格事由該当	条例第5条 第1項第1 号、第3号、第 5号、第6号	—	条例第5条第1項第1号、 第3号、第5号、第6号のい ずれかに該当するに至った。	事業の登録 の取消し
3	変更届出義務 違反	条例第6条 第1項	—	変更の日から30日以内に 変更事項を届け出なかつ た。虚偽の届出をした。	事業の停止 30日間
4	営業所の設置 等義務違反	条例第9条 第4項	条例第16条 第1号	以下の違反行為が発生して から、2週間以内に当該違 反を解消していなかった。 ・ 県の区域内に営業所を設 置していない。営業所に 浄化槽管理士を置いてい ない。 ・ 浄化槽管理士を営業区域 ごとに選任していない。 ・ 規則で定める器具を備え ていない。	事業の停止 30日間
5	無資格者の業 務従事	条例第9条 第5項	条例第16条 第2号	浄化槽管理士の資格を有し ない者に単独で保守点検を 実施させた。	事業の停止 30日間
		法第48条 第3項	—		
6	清掃の通知義 務違反	条例第9条 第6項	—	清掃が必要である場合に、 速やかに浄化槽管理者及び 清掃業者に通知していなか った。	事業の停止 10日間
7	管理士証不携 帯	条例第9条 第7項	—	浄化槽管理士証を携帯させ ずに職務を行わせた。	事業の停止 10日間

8	浄化槽管理士の研修受講義務違反	条例第9条第8項	—	有効期間ごとに1回以上、規則で定める研修を受講させなかった。	事業の停止 10日間
9	標識の掲示義務違反	条例第10条	—	営業所に規則第10条第1項に定める事項を記載した標識を掲示していなかった。	事業の停止 10日間
10	帳簿の取扱い義務違反	条例第11条	条例第16条第3号	営業所に帳簿を備えていなかった。帳簿に規則第11条第1項に定める事項を記載していなかった。虚偽の記載をした。改製前の浄化槽保守点検記録票の保存年限（規則第11条第4項）を守っていなかった。	事業の停止 30日間
11	事業の停止命令違反	条例第12条第1項	条例第15条第3号	事業の停止命令に違反した。	事業の登録の取消し
12	報告義務違反	条例第13条第1項	条例第16条第4号	報告しなかった。虚偽の報告をした。	事業の停止 30日間
		法第53条第1項	法第64条第15号		
13	立入等の拒否、妨害、忌避	条例第13条第2項	条例第16条第5号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した。質問に対して回答をしない、又は虚偽の答弁をした。	事業の停止 30日間
		法第53条第2項	法第64条第16号		
14	勧告違反	法第12条第1項	—	保守点検に関する勧告に従わず、その是正措置の状況、違反行為の動機、改悛の程度等の点において情状が特に重かった。	事業の停止 必要な改善期間
15	改善命令違反	法第12条第2項	法第62条	保守点検の技術上の基準に基づき改善命令に違反した。	事業の登録の取消し